

令和7年度デジタル温泉周遊パスポートを活用した魅力発信事業 業務委託仕様書

1 事業名

令和7年度デジタル温泉周遊パスポートを活用した魅力発信事業

2 事業の趣旨

温泉は観光資源として幅広い世代に支持されており、国内外の観光客から人気がある。本市には、複数の温泉施設があるが、認知度が低いのが現状である。そのため、京都市温泉観光活性化協議会（以下「協議会」という。）は、温泉観光の認知度を向上させるとともに、市内温泉の魅力を発信することにより観光客誘致へつなげ、ひいては各温泉施設への入湯客を増やすことを目的としている。また、京都の温泉文化の周知により、温泉を活用した周遊観光を促進し、京都観光の多様性と新たな京都の魅力を創出することを目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) デジタル温泉周遊パスポートの企画・造成と販売体制の確立

協議会等に参加する温泉施設と交渉の上、複数の温泉施設を巡るデジタル周遊パスポートを企画・造成し、当該パスポートを販売するWEBサイト及び電子チケットシステムの構築を行うこと。また、販売に当たっては、事務局運営を担い、関係諸機関との連絡調整・手配をスムーズに行うこと。

なお、後述するデジタル温泉周遊パスポートのプラン内容に合致しないサービスを提供している施設においては、別途交渉の上、別サービスをデジタルパスポートに組み込む形で造成してもよい。

ア 販売期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日

イ 利用可能期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日

※ ただし、「ア」、「イ」とも交渉等の事情により期間を変更せざるを得ない場合は別途協議する。

ウ 造成プラン内容

(ア) 日帰り温泉3施設以上を周遊するプラン

(イ) 日帰り温泉2施設と昼食又はカフェ付のプラン

(ウ) 「(ア)」、「(イ)」のプランに合致しないサービスを提供する加盟温泉施設のプラン

エ 販売価格

(ア) 「ウ 造成プラン内容 (ア)」は6,000円以内の価格

(イ) 「ウ 造成プラン内容 (イ)」は10,000円以内の価格

(ウ) 「ウ 造成プラン内容 (ウ)」は価格制限を設けない。

※ (ア) (イ) (ウ) とともに各施設の現在の販売価格を参考として事業趣旨に合致するように適正な価格を設定し、協議会の下承を得ること。

オ 造成プラン数

加盟施設等がデジタル温泉周遊パスポートへの参画を拒否することや交渉の結果などでプラン造成ができない場合を除き、可能な限り全ての協議会加盟施設が参画できるよう工夫すること。

なお、プラン造成に係る相談・交渉に協議会事務局が同席することがある。

カ 販売数

目標販売数を協議会に提示し、協議会の下承を得ること。加盟施設の対応可能な状況などを適宜確認しながら、提供可能な限り販売すること。

キ 購入方法及び利用方法

購入に当たっては、二次元コードまたは URL によりアクセス可能な WEB ページ（日本語、英語の 2 言語対応）によりデジタル温泉周遊パスポートを電子チケットとして購入する仕組みを構築すること。

利用に当たっては、受託事業者が加盟施設等においてデジタル温泉周遊パスポートの決済対応が可能な設備やサポート体制を整えること。

ク デジタル温泉周遊パスポートの精算

精算は全て受託事業者で行うこと。

なお、協議会は精算による受託事業者の損失、収益について一切関与しない。

(2) デジタル温泉周遊パスポートを活用した販売促進キャンペーン事業

市内温泉観光の認知度の向上のため、以下の販売促進キャンペーン事業を行うこと。

ア デジタル温泉周遊パスポートのキャンペーン名称の設定

販売促進につながる名称設定とバナー、POP を作成すること。

イ チラシ・ポスターの制作、印刷、配架先の調整

(ア) チラシの仕様

日本語・英語の 2 言語対応で、A4 サイズ、部数は 10,000 部。紙質は問わない。

(イ) ポスターの仕様

日本語のみでサイズは B2、部数は 200 部。紙質は問わない。

(ウ) 配架先の調整

配架先は旅行代理店や駅などの公共施設など事業者で調整すること。

なお、協議会（事務局：京都市観光 MICE 推進室）にチラシを各 50 部、ポスターを 2 部納品すること。

ウ 特集パンフレットの制作、印刷、配架先の調整

デジタル温泉周遊パスポートと協議会加盟施設等の特集したパンフレットを制作し、販売促進に活用すること。

(ア) 特集パンフレットの仕様

日本語のみでサイズは A4、ページ数は 16 ページ程度。部数は 40,000 部。紙質は問わない。

(イ) 配架先の調整

配架先は旅行代理店や駅などの公共施設など事業者で調整すること。

なお、協議会（事務局：京都市観光M I C E 推進室）にパンフレットを50部納品すること。

エ 特集WEBページの作成及びWEB販売促進

デジタル温泉周遊パスポートと加盟温泉施設を特集したWEBページを作成し、販売促進に努めること。

なお、WEBページは提案者の保有するプラットフォーム上での作成を可とする。

オ 協議会WEBページ、SNSツールとの連携

協議会WEBページ、SNSツールでの発信についても、協議会と連携すること。

(3) アンケート実施・分析

デジタル温泉周遊パスポートの利用者へアンケートを実施し、集計・分析のうえ報告すること。アンケートによる分析は以下の項目を必ず必須とすること。

- ・利用したデジタル温泉周遊パスポート
- ・利用したデジタル温泉周遊パスポートの満足度
- ・利用者のお住まいの地域
- ・年齢（20代、30代の程度）
- ・デジタル温泉周遊パスポートを何の媒体で知ったか

5 納品物・提出期限

- (1) 本事業の実施に必要なデータ・マニュアルを適宜協議会事務局及び協議会会員等に提供すること。
- (2) 本事業で使用するポスター・チラシ・小冊子はユニバーサルデザインに配慮したものとする。完成次第、現物及びデータを納品すること。
- (3) 事業終了後、事業実施報告書を提出すること。【提出締切：令和8年3月31日】
- (4) 事業実施報告書の規格は、A4、フルカラーとすること。
- (5) 報告書は10部作成し、データでも提出すること。
- (6) 報告書用の写真撮影を行うこと。カメラマン等についての必要経費は委託料から支払うこと。
- (7) 本事業に係る画像やデータは、J P E G等で本市に納品すること。
なお、本市は、納品されたデータをホームページや印刷物等に使用できるものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、協議会に届け出て承認を得るものとする。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に協議会と連絡調整を行う。
- (3) 本委託業務において第三者の著作物を使用する場合は、受託事業者で責任を持って対応すること。

- (4) 受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (5) 受託業務実施に伴い第三者に与えた損害は、協議会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 本委託業務より生まれた著作物等の知的財産は、全て協議会に帰属するものとする。
- (7) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。
- (8) 各業務における詳細や、本仕様書に記載のない事項、また、仕様書に疑義が生じた場合は、協議会の指示に従うものとする。